



【令和8年7月21日施行】

～危険運転致死傷罪及び道路交通法 に適用要件が追加されます～

1 危険運転致死傷罪について

（1）飲酒運転による危険運転の数値基準を導入

アルコールの影響により
「正常な運転が困難な状態」



「呼気1ℓにつき0.5mg以上アルコールを保有する状態」
などの数値基準を導入

（2）高速度による危険運転の数値基準を導入

進行を制御することが困難な高速度



- 一般道 → 最高速度50km/h以上の超過
 - 高速道 → 最高速度60km/h以上の超過
- など、著しい速度超過について数値基準を導入

（3）いわゆるドリフト走行やウィリー走行等により人を死傷させた場合を新たに処罰の対象として追加

2 道路交通法について

酒酔い運転の罪に数値基準を導入



「呼気1ℓにつき0.5mg以上アルコールを保有する状態」
などの数値基準を導入

